

R2.4.28以降  
生まれの新生児に

# 明石市赤ちゃん応援給付金

10万円

新型コロナウイルス感染症の影響により、こどもの育ちにも様々な負担が生じることが考えられるため、国の特別定額給付金の対象にならなかった新生児を対象に給付金を支給します。

また、子育てに関するアンケートにご回答いただくことにより、乳幼児健診等の見守り事業と連携してこどもの健やかな成長を応援します。

## 申請できる人は

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、明石市に出生を事由に住民登録された新生児と同居する父または母

※ただし、申請日時点で申請者(父または母)及び新生児の住民登録が明石市にあること

「DV等を理由に避難している」「新生児が施設に入所している」「新生児が申請までの間に死亡した」など特別な事情がある方は対象となる可能性がありますのでお問い合わせください。

## 給付額について

新生児一人につき10万円(1回限り)

## 支給方法について

父または母の口座へ振り込みます。  
※口座を作れない方はお問い合わせください。

## どうしたらもらえるの

申請書兼請求書を郵送(児童福祉課あて)または以下にご提出ください。

提出先:児童福祉課、あかし総合窓口、各市民センター・サービスコーナー

※申請書の裏面アンケートにご協力をお願いいたします。

## 申請書はどこでもらえるの

令和2年8月1日以降に明石市窓口で出生届を出される方 → 出生届を出された窓口でお渡しします。

令和2年8月1日以降に他市町村で出生届を出される方

→ 申請書をお送りします。

令和2年7月31日までに出生届を出された方



## お問い合わせ

### 【明石市児童福祉課赤ちゃん応援給付金担当】まで

TEL:078-918-5027

FAX:078-918-5196

e-mail:jidouka@city.akashi.lg.jp

明石市赤ちゃん応援給付金

検索



ネットで検索!!